

消費者教育ってなに？
～ママ FP のひとりごと⑩～

ファイナンシャルプランナー 鈴木さや子

2012年8月に「消費者教育推進法」という法律が国会にて可決されて成立しました。この耳慣れない「消費者教育推進法」というのはいったいどんな法律なのでしょう。

この法律は、増え続ける悪徳商法などの被害を防ぐために、消費者教育を充実させることを、国や自治体、事業所などに、義務として課した法律なのです。それでは、消費者教育とはなんでしょう。消費者教育とは、消費者の権利と責任を学び、お金のトラブルを未然に防ぐ、または対応できる力を養う教育です。

今月は、消費者教育にスポットをあてて、子どものお金の教育との関連性を考えていきたいと思いません。

1. 消費者教育も金融教育のひとつ

本コラム7月号でお伝えしましたように、金融教育というのは「お金を管理する力をつける」「お金を殖やす方法を学ぶ」ことだけではありません。他にも以下のようにさまざまな視点からの教育が含まれています。

- 金銭教育：モノやお金を大切にする。お金の価値と重みをしり、正しい金銭感覚を養う
- 経済教育：世の中の経済・金融の仕組み、役割、機能を理解する
- 経済学教育：経済学的な考え方を学び、お金との関わり方、社会問題を考える視点を養う
- 生活設計：家計の収支の把握および家計管理、将来の生活設計ができる力を養う
- 投資教育：金融商品の内容やリスクについて学び、資産運用ができる力を養う
- 消費者教育：消費者の権利と責任を学び、お金のトラブルを未然に防ぐ、または対応できる力を養う
- キャリア教育：働く体験をするなどして、就労の意味を知り、将来どんな職業に就きたいかを考えさせる教育

<『金融教育の現状と課題』農林金融 2006(木村俊文著) より筆者作成>

このように多角的に子どもの知識を養い、その結果「自立して生きる力を養い、豊かで幸せな人生を送れるようになること」が、金融教育の目標とするゴールです。中でも小さい頃は「金銭教育」が大切ですが、それと同時に「消費者教育」の観点でも、子どもに教えてあげたいことが沢山あるのです。

2. 年代別消費者教育の目標

消費者庁では消費生活の特徴的な場面を4つの領域（安全、契約・取引、情報、環境）に分けて、消費者教育における年代別の目標項目を掲げています。その中でも、お金のトラブルを未然に防ぐため

—コラムの無断転写・転載などを禁じます。—

Copyright©2012 Skirr Japan Corporation. All Rights Reserved.

に特に大事な領域である「契約・取引」の領域について紹介します。

年代	目標とするところ
幼児期	<ul style="list-style-type: none">・欲しいものを手に入れたり、やりたいことをするとき、よく考えることができる。・先の事も考えてがまんをすることができる。・約束や決まり事を守る習慣が身につく。
児童期	<ul style="list-style-type: none">・身の回りの商品を買うときに、必要性を考えた上で、価格や品質を比較することができる。・小遣いを家族と相談して計画的に使うことができる。・約束や社会のきまりを守ることができる。・身の回りの商品の購入で不安になったときは、身近な人に説明し、解決方法を相談できる。
少年期	<ul style="list-style-type: none">・日用の商品を買うときに、必要性や価格・品質などを比較検討して選択できる。・家計や将来の生活を考えて、買い物の購入計画を立てたり、貯金などを有効に活用できる。・契約の意味と基本的なルールや仕組み（契約当事者としての権利と義務等）を理解し、適切な消費行動ができる。・契約・取引のトラブルにあったときに、消費者ための法律・制度を活用したり、身近な人や相談機関に相談することができる。

（資料：消費者庁 HP より引用）

幼児期の欄には、目標として「買う前によく考える」「先のことも考えてがまんする」「約束を守る」ことが掲げられています。親自身がこの目標を意識して子どもに声かけをすることが大切です。この声かけの積み重ねが、おこづかいをもらうようになってからの子どもの行動に大きな影響を与え、ムダな買い物や、持っているお金以上のモノを欲しがらなくなるのが期待できます。

児童期の目標である「必要性を考えたうえで、価格や品質を比較」ができるようになると、限りあるおこづかいの中で、欲しいモノを入手するために、創意工夫することにつながるかと思います。

少年期に入ると、「家計や将来の生活を考えた上での家計管理」というところまで目標設定されています。これは私たち大人にとっても、難しいことですが、子どものうちに、家計管理能力を身に付けておくと、これからの人生がより豊かなものになり選択肢も広がるように思います。

契約を結んだ際のルールや仕組みを知ると、お金のトラブルに合わないように事前対策ができるように、また、実際にトラブルにあったときの対応方法も学ぶことで、最小限のトラブルにとどめることができますね。これから一人で生きていかねばならない子どもたちに、必ず身に付けておいて欲しい大切な知識です。

—コラムの無断転写・転載などを禁じます。—

Copyright©2012 Skirr Japan Corporation. All Rights Reserved.

お金のトラブルを未然に防ぎ、対応能力をつけるための消費者教育ですが、その土台となるのはやはり小さい頃からのお金の教育。消費者教育推進法が成立した今、国や自治体、学校など、より力を入れて消費者教育に取り組むかと思います。しかしことお金の教育に関しては、現金を扱う授業が出来ないなど、国や自治体、学校などでの教育には限界があり、やはり個々の家庭での教育がとても大切になってきます。ぜひ前述の年代別目標の項目を意識して、親子でのコミュニケーションを図ってみて下さいね。

親なら誰しも子どもには「幸せに暮らせるようになって欲しい」と思うもの。これからの厳しい時代を生き抜くために、子どもの頃きちんと「お金との付き合いかた」を教える必要性がますます高まっています。消費者教育の目標設定も参考にしつつ、日頃の声かけの言葉を意識しようと思います。

《今月のお気に入り曲》

ピアノ協奏曲

／ラヴェル作曲
死の6年前という晩年の作品。
フランスの作曲家ラヴェルの
作品にしては珍しくジャズ風
の明るく華やかな曲です。